

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 2 5 年 8 月 6 日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局

渡良瀬川河川事務所長 堤 盛良

1 調 達 内 容

(1) 購 入 件 名

H 2 4 大規模土砂移動観測用データレコーダー1式
購入（渡良瀬）（電子入札対象案件）

(2) 調 達 案 件 の 仕 様 等

入札説明書による

(3) 納 入 期 限

契約の翌日から平成26年3月19日ま

で

(4) 納 入 場 所

群馬県桐生市小梅町1-7 桐生出張所外3

箇所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

(6) 電子入札システムの利用

本案件は、競争参加資格確認のための証

明書等（以下「証明書等」）の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のBまたはC等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

(4) 証明書等の提出期限の日から開札の時まで

の期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

(7) 平成15年度以降において、当該納入物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。

(8) 当該納入物品に関し迅速なアフターサービス体制が整備されていることを証明できること。

(9) 入札説明書の交付を直接受けた者であること

3 入札書の提出場所等

(1) 電子入札システムのURL、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

国土交通省電子入札システム

<http://www.e-bisc.go.jp/>

〒326-0822

栃木県足利市田中町661-3

国土交通省 関東地方整備局

渡良瀬川河川事務所 経理課 契約係

電話 0284-73-5552 内線 226

(2) 紙入札方式による入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

(1)の問い合わせ先に同じ

(3) 入札説明書の交付場所及び交付方法

① 上記(1)の問い合わせ先で交付する。

② 希望者には、郵送（着払い）による交付も行うので、上記(1)の問い合わせ先に申し出る。この場合において、送料は希望者の負担とする。

(4) 電子入札システムによる入札書類データ

(証明書等)の提出期限、及び紙入札による証明書等の提出期限

平成25年 9月 5日 13時00分

- (5) 電子入札システムによる入札書の提出期限、
及び紙入札による入札書の提出期限

平成25年 9月18日 16時00分

- (6) 開札の日時及び場所

平成25年 9月19日 14時30分

国土交通省関東地方整備局

渡良瀬川河川事務所 入札室

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

- (3) 入札者に要求される事項

- (a) 電子入札システムにより参加を希望する

者は、入札書類データ（証明書等）を上記

3（4）の提出期限までに、上記3（1）に示

すURLに提出しなければならない。

- (b) 紙入札方式により参加を希望する者は、

必要な証明書等を上記3（4）の提出期限ま

でに、上記3(2)に示す場所に持参により提出しなければならない。

なお、(a), (b)いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 落札対象

証明書等は、分任支出負担行為担当官において審査を行い、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ると判断した当該証明書等に係る入札書のみを落札対象とする。

(5) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要。

(7) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低

価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 手続きにおける交渉の有無
無。

(9) 詳細は入札説明書による。